# 【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年1月26日提出

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 eMAXIS Slim 国内債券インデックス

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月22日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

#### 2【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、 < 更新後 > に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

#### 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (3)【ファンドの仕組み】

# <訂正前>

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

安心女性に関係仏人にの天前の佩女	
	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社とし
「信託契約」	ての業務に関する事項、受益者に関する事項等が
	定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関
	する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出
	られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容
	等が定められています。

# 委託会社の概況 (2020年4月末現在)

·金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

# ・大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

#### <訂正後>

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社とし
「信託契約」	ての業務に関する事項、受益者に関する事項等が
	定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関
	する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出
	られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容 等が定められています。

# 委託会社の概況(2020年10月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

# ・大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

#### 3【投資リスク】

#### <更新後>

#### (1)投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、<u>投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落によ</u>り損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### 価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあ

ります。

# 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに 相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上 がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の 下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資 対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザー ファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、NOMURA BPI総合の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

#### (2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理 し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監查担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

# <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

# ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間機落率とは、各月末における直近1年間の機落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

#### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注配等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内閣普通株式 全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数 です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。 東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは 公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc、が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する 著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰履します。
新興選株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債 パフォーマンスインデックスで、NOMURA BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰獲します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰郷します。
新興區價	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場が 代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

<sup>(</sup>注)海外の指数は、為替ヘッジないによる投資を想定して、円換算しています。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (5)【課税上の取扱い】

#### <訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2 . 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

(\*)確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課 税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

(\*)確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年<u>10</u>月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

【eMAXIS Slim 国内債券インデックス】

# (1)【投資状況】

令和 2年10月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10,174,450,892	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		510,033	0.01
純資産総額	•	10,174,960,925	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		日本債券インデックスマザーファン ド	7,564,647,504	1.3523	10,230,256,585	1.3450	10,174,450,892	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

# b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 2年10月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準・ (1万口当たりの	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成30年 4月25日)	1,438,098,376	1,438,098,376	10,071	10,071
第2計算期間末日	(平成31年 4月25日)	3,873,062,841	3,873,062,841	10,213	10,213
第3計算期間末日	(令和 2年 4月27日)	8,447,358,680	8,447,358,680	10,254	10,254
	令和 1年10月末日	6,887,113,480		10,343	
	11月末日	7,337,070,646		10,305	
	12月末日	7,856,346,340		10,273	
	令和 2年 1月末日	8,371,645,166		10,316	
	2月末日	8,768,732,136		10,396	
	3月末日	8,466,679,995		10,226	
	4月末日	8,496,715,606		10,259	
	5月末日	8,600,460,700		10,214	

三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

6月末日	8,938,457,660	10,172	
7月末日	9,396,599,091	10,207	
8月末日	9,694,958,045	10,159	
9月末日	9,936,184,296	10,187	
10月末日	10,174,960,925	10,170	

# 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.71
第2計算期間	1.40
第3計算期間	0.40
第4中間計算期間	0.72

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,252,852,042	824,883,204	1,427,968,838
第2計算期間	4,697,535,691	2,333,053,135	3,792,451,394
第3計算期間	10,649,610,110	6,204,024,771	8,238,036,733
第4中間計算期間	4,168,449,608	2,425,119,356	9,981,366,985

# (参考)

日本債券インデックスマザーファンド

# 投資状況

令和 2年10月30日現在

(単位:円)

 資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
-----------	--------	------	---------

国債証券	日本	261,869,499,240	82.34
地方債証券	日本	15,920,923,658	5.01
特殊債券	日本	20,733,674,705	6.52
社債券	日本	18,189,152,000	5.72
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,321,753,744	0.41
純資産総額	318,035,003,347	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# その他の資産の投資状況

令和 2年10月30日現在

(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引	買建	日本	455,640,000	0.14

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# 投資資産

# 投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

令和 2年10月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本		第134回利付国 債(5年)	4,940,000,000	100.69	4,974,114,000	100.51	4,965,342,200	0.100000	2022/12/20	1.56
日本		第144回利付国 債(5年)	4,190,000,000	100.94	4,229,422,000	100.97	4,230,936,300	0.100000	2025/6/20	1.33
日本		第359回利付国 債(10年)	4,190,000,000	100.71	4,220,148,300	100.72	4,220,168,000	0.100000	2030/6/20	1.33
日本		第333回利付国 債(10年)	3,550,000,000	102.92	3,653,660,000	102.44	3,636,691,000	0.600000	2024/3/20	1.14
日本		第329回利付国 債(10年)	3,160,000,000	103.01	3,255,116,000	102.44	3,237,104,000	0.800000	2023/6/20	1.02
日本		第356回利付国 債(10年)	3,000,000,000	101.21	3,036,516,000	100.93	3,027,990,000	0.100000	2029/9/20	0.95
日本		第138回利付国 債(5年)	2,950,000,000	100.94	2,977,730,000	100.72	2,971,328,500	0.100000	2023/12/20	0.93
日本		第334回利付国 債(10年)	2,830,000,000	103.09	2,917,447,000	102.62	2,904,287,500	0.600000	2024/6/20	0.91
日本		第143回利付国 債(5年)	2,750,000,000	101.01	2,777,887,000	100.96	2,776,620,000	0.100000	2025/3/20	0.87
日本		第131回利付国 債(5年)	2,710,000,000	100.51	2,723,821,000	100.31	2,718,590,700	0.100000	2022/3/20	0.85
日本		第351回利付国 債(10年)	2,660,000,000	101.55	2,701,230,000	101.26	2,693,649,000	0.100000	2028/6/20	0.85
日本		第345回利付国 債(10年)	2,640,000,000	101.43	2,677,964,000	101.20	2,671,732,800	0.100000	2026/12/20	0.84
日本		第353回利付国 債(10年)	2,630,000,000	101.41	2,667,083,000	101.14	2,660,034,600	0.100000	2028/12/20	0.84

							訂正有価証	[券届出書	[(内国投資	<u> </u>
日本	国債証券	第335回利付国 債(10年)	2,470,000,000	102.82	2,539,654,000	102.41	2,529,724,600	0.500000	2024/9/20	0.80
日本	国債証券	第 3 5 0 回利付国 債( 1 0 年)	2,470,000,000	101.58	2,509,026,000	101.29	2,502,060,600	0.100000	2028/3/20	0.79
日本	国債証券	第 3 5 4 回利付国 債 ( 1 0 年 )	2,450,000,000	101.35	2,483,153,400	101.09	2,476,729,500	0.100000	2029/3/20	0.78
日本	国債証券	第130回利付国 債(5年)	2,450,000,000	100.44	2,460,780,000	100.25	2,456,223,000	0.100000	2021/12/20	0.77
日本		第336回利付国 債(10年)	2,380,000,000	102.94	2,449,972,000	102.57	2,441,261,200	0.500000	2024/12/20	0.77
日本	国債証券	第 3 4 8 回利付国 債( 1 0 年)	2,380,000,000	101.59	2,417,842,000	101.28	2,410,464,000	0.100000	2027/9/20	0.76
日本	国債証券	第 3 5 8 回利付国 債( 1 0 年)	2,370,000,000	100.74	2,387,690,600	100.79	2,388,865,200	0.100000	2030/3/20	0.75
日本	国債証券	第 3 2 5 回利付国 債( 1 0 年)	2,335,000,000	102.30	2,388,705,000	101.75	2,375,955,900	0.800000	2022/9/20	0.75
日本		第 3 4 4 回利付国 債( 1 0 年)	2,330,000,000	101.39	2,362,525,300	101.18	2,357,563,900	0.100000	2026/9/20	0.74
日本	国債証券	第343回利付国 債(10年)	2,310,000,000	101.38	2,341,878,000	101.13	2,336,149,200	0.100000	2026/6/20	0.73
日本		第 3 5 5 回利付国 債( 1 0 年)	2,300,000,000	101.14	2,326,445,000	101.03	2,323,851,000	0.100000	2029/6/20	0.73
日本	国債証券	第133回利付国 債(5年)	2,300,000,000	100.65	2,314,950,000	100.46	2,310,626,000	0.100000	2022/9/20	0.73
日本		第 3 4 7 回利付国 債( 1 0 年)	2,210,000,000	101.46	2,242,338,000	101.26	2,238,000,700	0.100000	2027/6/20	0.70
日本	国債証券	第140回利付国 債(5年)	2,160,000,000	100.99	2,181,398,000	100.82	2,177,712,000	0.100000	2024/6/20	0.68
日本		第 3 4 2 回利付国 債( 1 0 年)	2,140,000,000	101.32	2,168,248,000	101.08	2,163,133,400	0.100000	2026/3/20	0.68
日本	国債証券	第132回利付国 債(5年)	2,150,000,000	100.58	2,162,470,000	100.38	2,158,234,500	0.100000	2022/6/20	0.68
日本	国債証券	第338回利付国 債(10年)	2,080,000,000	102.58	2,133,664,000	102.28	2,127,590,400	0.400000	2025/3/20	0.67

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

# b 全銘柄の種類/業種別投資比率

# 令和 2年10月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	82.34
地方債証券	5.01
特殊債券	6.52
社債券	5.72
合計	99.58

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 2年10月30日現在

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物20年12月限	買建	3	円	455,723,300	455,640,000	0.14

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

参考情報

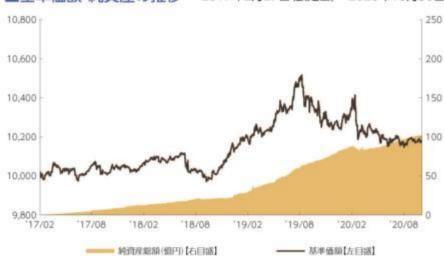
J

# 運用実績

2020年10月30日現在

# ■基準価額・純資産の推移

#### 2017年2月27日(設定日)~2020年10月30日



■基準価額・純資産

10,170円 101.7億円

# ■分配の推移

2020年 4月	0円
2019年 4月	0円
2018年 4月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

# ■主要な資産の状況

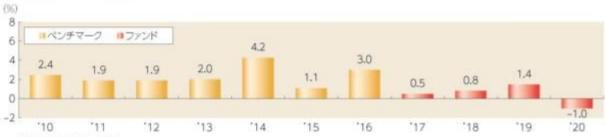
種別構成	比率
国債	82.3%
地方債	5.0%
特殊債	6.5%
社債	5.7%
コールローン他 (負債控除後)	0.5%
1月1月2278次/	100.0%

	組入上位銘柄	種別	比率
1	第134回利付国債(5年)	国債	1.6%
2	第144回利付国債(5年)	国債	1.3%
3	第359回利付国債(10年)	国債	1.3%
4	第333回利付国債(10年)	国債	1.1%
5	第329回利付国債(10年)	国債	1.0%
6	第356回利付国債(10年)	国債	1.0%
7	第138回利付国債(5年)	田債	0.9%
8	第334回利付国債(10年)	国債	0.9%
9	第143回利付国債(5年)	国債	0.9%
10	第131回利付国債(5年)	国債	0.9%

債券先物取引 (質建) 0.1%

- •各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

# ■年間収益率の推移



- •収益率は基準価額で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2020年は年初から10月30日までの収益率を表示2016年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

#### 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間 (令和2年4月28日から令和2年10月27日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

#### 【中間財務諸表】

#### 【eMAXIS Slim 国内債券インデックス】

# (1)【中間貸借対照表】

(単位:円) 第3期 第4期中間計算期間末 [ 令和 2年 4月27日現在 ] [ 令和 2年10月27日現在 ] 資産の部 流動資産 コール・ローン 33,146,720 27,451,946 親投資信託受益証券 8,446,806,986 10,160,241,099 未収入金 8,913,350 流動資産合計 8,479,953,706 10,196,606,395 資産合計 8,479,953,706 10,196,606,395 負債の部 流動負債 未払解約金 27.131.638 29,407,300 未払受託者報酬 891.266 1.027.147 5,135,688 未払委託者報酬 4,456,273 未払利息 42 11 その他未払費用 115,807 133,473 流動負債合計 32,595,026 35,703,619 32.595.026 35.703.619 負債合計 純資産の部 元本等 元本 8,238,036,733 9,981,366,985 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金() 209,321,947 179,535,791 (分配準備積立金) 54,150,930 41,414,359 8,447,358,680 10,160,902,776 元本等合計 10,160,902,776 純資産合計 8,447,358,680 負債純資産合計 8,479,953,706 10,196,606,395

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

		<u>(単位:円)</u>
	第3期中間計算期間 自 平成31年 4月26日 至 令和 1年10月25日	第4期中間計算期間 自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月27日
営業収益		
受取利息	261	229

# <u>訂正有価証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

	第3期中間計算期間 自 平成31年 4月26日 至 令和 1年10月25日	第4期中間計算期間 自 令和 2年 4月28日 至 令和 2年10月27日
有価証券売買等損益	42,812,759	55,867,638
一 営業収益合計	42,813,020	55,867,409
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
支払利息	8,273	6,410
受託者報酬	581,158	1,027,147
委託者報酬	2,905,707	5,135,688
その他費用	75,568	133,473
営業費用合計	3,570,706	6,302,718
営業利益又は営業損失()	39,242,314	62,170,127
	39,242,314	62,170,127
ー 中間純利益又は中間純損失 ( )	39,242,314	62,170,127
ー部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	21,745,217	12,360,149
期首剰余金又は期首欠損金( )	80,611,447	209,321,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	185,895,593	78,926,737
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	185,895,593	78,926,737
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,097,989	58,902,915
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	58,097,989	58,902,915
分配金	<u>-</u>	<u>-</u>
中間剰余金又は中間欠損金( )	225,906,148	179,535,791

# (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年4月25日を計算期間の末日としておりますが、前 計算期間においては当該日が休業日のため、当中間計算期間は令和 2年 4月28日か ら令和 2年10月27日までとなっております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

		第3期 第4期中間計算期間末	
		[令和 2年 4月27日現在]	[令和 2年10月27日現在]
1.	期首元本額	3,792,451,394円	8,238,036,733円
	期中追加設定元本額	10,649,610,110円	4,168,449,608円
	期中一部解約元本額	6,204,024,771円	2,425,119,356円
2 .	受益権の総数	8,238,036,733□	9,981,366,985□

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間	第4期中間計算期間
自 平成31年 4月26日	自 令和 2年 4月28日
至 令和 1年10月25日	至 令和 2年10月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

# (金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [令和 2年 4月27日現在]	第4期中間計算期間末 [令和 2年10月27日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びそ の差額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
	(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方 針に係る事項に関する注記)に記載して おります。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	(3)上記以外の金融商品 同左
いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には 合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

# (1口当たり情報)

	第3期 [令和 2年 4月27日現在]	第4期中間計算期間末 [令和 2年10月27日現在]	
1口当たり純資産額	1.0254円	1.0180円	
(1万口当たり純資産額)	(10,254円)	(10,180円)	

#### (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### 日本債券インデックスマザーファンド

# 貸借対照表

(単位:円) [令和 2年10月27日現在] 資産の部 流動資産 コール・ローン 3,258,313,868 国債証券 261,875,329,300 地方債証券 15,934,296,472 特殊債券 20,749,892,638 社債券 18,194,381,500 派生商品評価勘定 317,800 2,161,671,552 未収入金 未収利息 519,511,051 前払費用 17,293,371 差入委託証拠金 2,700,000 流動資産合計 322,713,707,552 資産合計 322,713,707,552 負債の部 流動負債 派生商品評価勘定 41,100 70,000 前受金 未払金 2,220,389,300 未払解約金 85,932,776 1,384 未払利息 2,306,434,560 流動負債合計 負債合計 2,306,434,560 純資産の部 元本等 元本 237,986,469,120 剰余金 82,420,803,872 剰余金又は欠損金() 320,407,272,992 元本等合計 純資産合計 320,407,272,992 負債純資産合計 322,713,707,552

# 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 .有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提
	供する理論価格で評価しております。
	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。
方法	

# (貸借対照表に関する注記)

		[令和 2年10月27日現在]
1.	期首	令和 2年 4月28日
	期首元本額	466,457,260,282円
	期中追加設定元本額	47,841,480,601円
	期中一部解約元本額	276,312,271,763円
	元本の内訳	
	eMAXIS 国内債券インデックス	8,950,121,480円
	eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,660,646,760円
	eMAXIS バランス(波乗り型)	138,994,993円
	コアバランス	2,088,105円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	1,111,301,916円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	567,174,773円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	220,130,510円
	eMAXIS Slim 国内債券インデックス	7,546,788,308円
	国内債券セレクション(ラップ向け)	4,418,989,295円
	eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	5,489,111,774円
	つみたて8資産均等バランス	2,416,194,952円
	つみたて4資産均等バランス	720,798,068円
	e M A X I S マイマネージャー 1970s	2,732,450円
	eMAXIS マイマネージャー 1980s	655,627円
	e M A X I S マイマネージャー 1990s	57,121円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	459,843,818円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	170,731,106円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	52,777,142円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	50,032,792円
	国内債券インデックスファンド(ラップ向け)	11,930,186円
	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2 0 6 5 (確定拠出年金)	1,933,267円
	三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)	227,472,337円

	[令和 2年10月27日現在]
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	245,533,740円
e M A X I S 債券バランス(2資産均等型)	68,820,823円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	505,274,173円
e M A X I S 最適化バランス(マイゴールキーパー)	758,491,957円
e M A X I S 最適化バランス(マイディフェンダー)	403,420,825円
e M A X I S 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	805,751,356円
e M A X I S 最適化バランス(マイフォワード)	73,767,303円
e M A X I S 最適化バランス(マイストライカー)	14,775,674円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	69,438,287円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	11,156,847,393円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投資家限定)	1,116,216,529円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限 定)	4,828,805,659円
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	133,417,184,380円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型(適格機関投資家限定)	525,651,385円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	21,508,914円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	3,811,828円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	4,849,407,366円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	3,279,204,622円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資	4,632,899,110円
家転売制限付 )	
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	242,866,948円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家 限定)	12,372,184,860円
MUKAM 日本債券インデックスファンド 2 (適格機関投資家限定)	3,979,341,112円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション 2 (適格機関投 資家限定)	4,296,838,435円
MUKAM アセットアロケーションファンド 2 0 2 0 - 0 7 (適格機関投資家限定)	464,386,656円
MUKAM アセットアロケーションファンド 2 0 2 0 - 0 9 (適格機関投資家限定)	463,972,979円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	15,895,250円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	27,666,950円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	10,706,163円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	12,818,234円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	79,926,731円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	174,103,971円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	52,783,584円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	98,935,540円
三菱UFJ <dc>日本債券インデックスファンド</dc>	4,234,835,220円

		[令和 2年10月27日現在]
	三菱UFJ < D C > インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	2,063,161,340円
	三菱UFJ <dc>インデックス・ライフ・パランス ファンド (安定成長型)</dc>	3,838,076,523円
	三菱UFJ < DC > インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	2,205,176,425円
	三菱UFJ < D C > インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	1,355,474,095円
	合計	237,986,469,120円
2 .	受益権の総数	237,986,469,120□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

# (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年10月27日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

# 債券関連

[令和 2年10月27日現在]

区分	種類 契	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	1至大只		うち1年超	10 ( L )	
市場取引	債券先物取引				

買建	455,720,000	456,000,000	280,000
合計	455,720,000	456,000,000	280,000

# (注)時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表 されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
  上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

# (1口当たり情報)

	[令和 2年10月27日現在]
1口当たり純資産額	1.3463円
(1万口当たり純資産額)	(13,463円)

# 2【ファンドの現況】

【eMAXIS Slim 国内債券インデックス】

# 【純資産額計算書】

令和 2年10月30日現在

(単位:円)

資産総額	10,205,663,982
負債総額	30,703,057
純資産総額( - )	10,174,960,925
発行済口数	10,004,947,898
1口当たり純資産価額( / )	1.0170
(10,000口当たり)	(10,170)

# (参考)

日本債券インデックスマザーファンド

# 純資産額計算書

令和 2年10月30日現在

(単位:円)

資産総額	320,332,854,220
負債総額	2,297,850,873

EDINET提出書類 三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

純資産総額( - )	318,035,003,347
発行済口数	236,461,838,585□
1口当たり純資産価額( / )	1.3450
(10,000口当たり)	(13,450)

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### <更新後>

# (1)資本金の額等

2020年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

# (2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

#### 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および 法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員 会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示さ れます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

#### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年10月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	864	14,495,793
追加型公社債投資信託	16	1,307,687
単位型株式投資信託	71	338,434
単位型公社債投資信託	28	157,319
合 計	979	16,299,233

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### <更新後>

# (1)財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条 の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作 成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り 捨てて表示しております。

# (2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期

間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人 トーマツにより中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

				(単位:十円)	
	第34期		第35期 (令和2年3月31日現在)		
(海立の部)	(平成31年3月3	37日現任)	(令和2年3月3	1日現仕)	
(資産の部)					
流動資産	•	50 000 000	•	50 000 457	
現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457	
有価証券		1,403,513		1,960,318	
前払費用		514,587		575,904	
未収入金		2,284		14,559	
未収委託者報酬	_	9,995,458		10,296,453	
未収収益	2	560,483	2	638,994	
金銭の信託	2	100,000	2	100,000	
その他		153,256		254,330	
流動資産合計		66,699,271		70,239,017	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	617,032	1	584,048	
器具備品	1	665,247	1	871,893	
土地		628,433		628,433	
 有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375	
無形固定資産					
電話加入権		15,822		15,822	
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611	
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932	
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365	
投資その他の資産		, , , -		,,	
投資有価証券		21,408,781		16,704,756	
関係会社株式		320,136		320,136	
投資不動産	1	824,268	1	819,255	
長期差入保証金		593,536		565,358	
前払年金費用		415,234		375,031	
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824	
その他		45,230		45,230	
貸倒引当金		23,600		23,600	
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993	
固定資産合計		31,213,401		27,563,734	
資産合計		97,912,673		97,802,752	

(単位:千円)

第34期 第35期 (平成31年3月31日現在) (令和2年3月31日現在) (負債の部)

流動負債

預り金 293,258 687,565

			訂正有価証券	届出書(内国投資信託:
未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	2	3,990,054	2	4,026,078
その他未払金	2	3,961,765	2	3,818,195
未払費用	2	3,803,995	2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341
賞与引当金		901,135		933,517
役員賞与引当金		140,100		124,590
その他		868,992		701,285
流動負債合計		15,346,788		16,467,499
固定負債				
長期未払金		43,200		32,400
退職給付引当金		860,851		1,010,401
役員退職慰労引当金		144,303		130,784
時効後支払損引当金		247,767		238,811
固定負債合計		1,296,122		1,412,398
負債合計		16,642,910		17,879,897
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,069,594		25,847,605
利益剰余金合計		33,410,184		33,188,194
株主資本合計		80,143,028		79,921,039

(単位:千円)

		(+12:113)
	第34期	第35期
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

# (2)【損益計算書】

(単位:千円)

		訂正有価証券届出書(内国投資信託 第35期
	(自 平成30年4月1日	(自 平成31年4月1日
	至 平成31年3月31日)	至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
三 営業費用		
支払手数料	2 28,533,952	2 27,106,451
広告宣伝費	739,643	696,418
公告費	500	1,000
調査費		
調査費	1,794,755	1,857,271
委託調査費	12,194,996	11,579,175
事務委託費	1,016,816	847,769
営業雑経費		
通信費	170,794	153,731
印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076
		(単位:千円)
	第34期	第35期

第34期 第35期 (自 平成30年4月1日 (自 平成31年4月1日 至 平成31年3月31日) 至 令和2年3月31日) 営業外収益 受取配当金 181,073 90,965 受取利息 2 1,913 2 4,169 投資有価証券償還益 416,706 585,179 収益分配金等時効完成分 44,392 101,734 受取賃貸料 2 38,388 2 65,808

その他		11,871	可止有侧趾多	6届山香(内国投具信託 19,987
営業外収益合計		694,346		867,845
営業外費用				
投資有価証券償還損		118,173		96,379
時効後支払損引当金繰入		1,166		
事務過誤費		420		3,483
賃貸関連費用		35,994		20,339
<del>そ</del> の他		1,481		1,920
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		157,235		122,122
经常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	1	4,848	1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		
商標使用料		90,000		
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
 法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

# (3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
			資本剰余金			利	利益剰余金			
	資本金	次士	Z 0/H	次士	111 <del>11</del>	その他利益剰余金	# + 次 + 人 = 1			
	貝华並	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344	
当期変動額										
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380	
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028	

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	358,179	358,179	358,179

当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

# 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

(単位:千円)

								,	———· 113/
		株主資本							
			資本剰余金			利	益剰余金		
	資本金	`m	7.00	`m	71134	その他利	益剰余金	71147100	株主資本合計
	貝华並	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	林土貝平古司
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						-			_
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

# [注記事項]

#### (重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5年~50年器具備品2年~20年投資不動産3年~47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

# 4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号))が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

# (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計 基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業 会計基準委員会)

#### (1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会 計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業 会計基準委員会)

#### (1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

# (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

# (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

** 13/1/ /- /- // /	1 28 ZZ 1 X IZ IZ - 1 X IZ I Z X	
	第34期	第35期
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

# 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

区が拘むした以外で合料日に含まれるものは次の通りであります。				
	第34期	第35期		
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)		
預金	240,211千円	314,247千円		
未収収益	25,307千円	15,773千円		
金銭の信託	100,000千円	100,000千円		
未払手数料	671,568千円	712,210千円		
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円		
未払費用	444,754千円	432,019千円		

#### (損益計算書関係)

# 1. 固定資産除却損の内訳

	第34期	第35期
	(自 平成30年4月1日	(自 平成31年4月1日
	至 平成31年3月31日) 至 令和2年3月31日)	
建物	2,547千円	
器具備品	2,301千円	8,832千円
 計	4,848千円	8,832千円

#### 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

区力物記した以外で合料目に含まれるものは人の通りであります。					
	第34期	第35期			
	(自 平成30年4月1日	(自 平成31年4月1日			
	至 平成31年3月31日)	至 令和2年3月31日)			
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円			
受取利息	3千円	2千円			
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円			
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円			

#### (株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

		当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済物	朱式				
普通株式	:t	211,581	-	-	211,581
合言	it .	211,581	-	-	211,581

# 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 11,363,380千円 1株当たり配当額 53,707円 基準日 平成30年3月31日 効力発生日 平成30年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,675,175千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額45,728円基準日平成31年3月31日効力発生日令和 元年6月27日

# 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2.配当に関する事項

# (1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 9,675,175千円 1株当たり配当額 45,728円 基準日 平成31年3月31日 効力発生日 令和 元年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,457,670千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額44,700円基準日令和2年3月31日効力発生日令和2年6月29日

#### (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期	第35期	
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)	
1年内	675,956千円	675,956千円	
1年超	675,956千円		
合計	1,351,912千円	675,956千円	

# (金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資 金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

#### 第34期(平成31年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2)	有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3)	未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4)	投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
	資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1)	未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
	負債計	3,990,054	3,990,054	-

#### 第35期(令和2年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)		
(1)	現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-		
(2)	有価証券	1,960,318	1,960,318	-		
(3)	未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-		
(4)	投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-		
	資産計	85,328,625	85,328,625	-		
(1)	未払手数料	4,026,078	4,026,078	-		
		4,026,078	4,026,078	-		

#### (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

- (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。
- (2)有価証券、(4)投資有価証券
  - これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

#### 負債

# (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

# (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

# 第35期(令和2年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				

投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

#### (有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社 株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千 円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

ארו אין וואיסנד	7 3 9 : [ -70 ] /			
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原	債券	-	-	-
一価を超えるも	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
0	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原	債券	-	-	-
価を超えない	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
もの	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合	· 計	22,756,935	21,132,932	1,624,002

#### 第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原	債券	-	-	-
価を超えるも	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
0	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原	債券	-	-	-
価を超えない	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
もの	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合	計	18,633,714	18,631,098	2,616

#### 3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額 ( 千円 )	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	140,240	58,440	1
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

#### 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額 ( 千円 )	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

#### 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

#### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期	第35期
	(自 平成30年4月1日	(自 平成31年4月1日
	至 平成31年3月31日)	至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

#### (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期	第35期
	(自 平成30年4月1日	(自 平成31年4月1日
	至 平成31年3月31日)	至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

# (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期	第35期
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と	445,616	635,370
資産の純額		
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 445,616

635,370

#### (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期	第35期
	(自 平成30年4月1日	(自 平成31年4月1日
	至 平成31年3月31日)	至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処	43,633	24,035
理額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給	284,199	269,848
付費用		

<sup>(</sup>注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

#### (5)年金資産に関する事項

#### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期	第35期
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期	第35期
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
割引率	0.035 ~ 0.49%	0.095 ~ 0.52%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

#### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期	第35期
	(平成31年3月31日現在)	(令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384

		訂正有叫証分由山音(內国权貝
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計 -	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第34期(平成31年3月31日現在)及び第35期(令和2年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

	30 · ///3 (               ///	,,,,		1 /2/20 1 1	· • · · · ·					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	千円	未払費用	671,568 千円 365,510 千円

#### 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	千円	未払費用	712,210 千円 302,681 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
  - 2.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
  - 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
  - 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)	
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------	--

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

									<u> 個趾夯油出青</u>	( 内国投資信託
	(株)三菱UFJ	東京都	1,711,958	銀行業	なし	当社投資信託の	投資信託に	4,629,670	未払手数料	734,633
	銀行	千代田	百万円		(注1)	募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
同		区				投資信託に係る	行手数料の			
						事務代行の委託	支払			
の						等	(注2)			
親										
会社						取引銀行	コーラブル預	20,000,000	現金及び	20,000,000
を						77 315013	金の預入		預金	千円
持							(注3)			
) 14										
会							コーラブル預	1,578	未収収益	1,578
社							金に係る受取			千円
'-							利息			
							(注3)			
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	6,152,016	未払手数料	962,840
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
の	スタンレー	区				投資信託に係る	行手数料の			
親	証券(株)					事務代行の委託	支払			
会	ALL 23 (1-1)					等	(注2)			
社										
を										
持										
っ										
숲										
社										

#### 第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

- 1-	,,,,	1 7-70 - 1	+7/7 1 1 1 1	_ `	1 1 0/	30. H /				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
	銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円			当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
の親会社会						取引銀行	コーラブル預 金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
を持つ会社							コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円		20,000,000 千円
TI.							コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりまし た。

なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会 社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案し て決定しております。

- 3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であり ます。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示してお ります。

#### 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨー ク証券取引所に上場)

三菱UF J信託銀行株式会社(非上場)

#### (1株当たり情報)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1 株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1 株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して おりません。
  - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	.00 0 6 0 0	
	第34期	第35期
	(自 平成30年4月1日	(自 平成31年4月1日
	至 平成31年3月31日)	至 令和2年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

### 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表	
	(単位:千円)
	第36期中間会計期間
	(令和2年9月30日現在)
(資産の部)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
流動資産	
現金及び預金	51,757,620
有価証券	47,281
前払費用	533,748
未収入金	22,328
未収委託者報酬	11,205,707
未収収益	1,109,882
金銭の信託	200,000
その他	216,914
流動資産合計	65,093,483
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 561,961
器具備品	1 1,130,570
土地	628,433
有形固定資産合計	2,320,965
無形固定資産	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	3,039,396

2,003,918

ソフトワェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	817,921
長期差入保証金	'	552,888
前払年金費用		316,933
		•
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391
		/W/4
	第36期中間会計期間	(単位:千円)
(負債の部)	(令和2年9月30日現在)	
(貝属のの) 流動負債		
預り金		326,091
未払金		320,031
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607
固定負債		04 000
長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700
(此次在《京》		
(純資産の部)		
株主資本		0 000 101
資本金		2,000,131
資本剰余金		0 570 000
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		0.40 500
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		0.000.000
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814
	44/50	

ソフトウェア仮勘定

	(単位:千円)
	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
	( ( 1112   107300   178122 )
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391
(2)中間損益計算書	
	(単位:千円)
	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
	T (4H2+0/100H)
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費 調査費	1 005 922
神耳員 委託調査費	1,005,823 5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	311,616
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計 一般管理費	21,424,626
放色注意 給料	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料 退職給付費用	327,689 229,835
透電船的資用 役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	1 643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045
	(単位:千円)

## 第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

	王 文和2年9月30日)
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	1 6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益 経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計 ————————————————————————————————————	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
 法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

### (3)中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								12 113)
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	本金 資本 そ	その他	資本 利益		その他利益剰余金		利益剰余金	   株主資本合計
	35.1.70	準備金	資本剰余金	剰余金合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	Production of the second of th
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外									
の項目の当中									
間期変動額									
(純額)									
当中間期変動額合 計							4,945,224	4,945,224	4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

#### [重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年 器具備品 2年~20年 投資不動産 3年~47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しておりま

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求 に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用 令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行す る税制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号))が令和2年3月 27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制 度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計 基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改 正前の税法の規定に基づいて算定しております。

#### [注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間		
	(令和2年9月30日現在)		
建物	621,629千円		
器具備品	1,475,730千円		
投資不動産	148,595千円		

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

#### (中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間
	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年9月30日)
有形固定資産	83,458千円
無以田宁咨产	560 400工田

無形固定資産 560,498千円 投資不動産 3,204千円

#### (中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末			
	株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	株式数 (株)			
発行済株式							
普通株式	211,581	-	-	211,581			
合計	211,581	-	-	211,581			

#### 2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,457,670千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額44,700円基準日令和2年3月31日効力発生日令和2年6月29日

#### (リース取引関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

#### 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内337,978千円1年超-合 計337,978千円

#### (金融商品関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

#### 金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表計 上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	-
(2) 有価証券	47,281	47,281	-
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	-
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	-
資産計	80,129,387	80,129,387	-
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	-
負債計	4,401,647	4,401,647	-

#### (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

#### (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

#### (2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

### <u>負 債</u>

#### (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### (注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (有価証券関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

	種類		中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計	株式		-	-	-
上額が取得原価を	債券		-	-	-
超えるもの	その他		14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小	計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計	株式		-	-	-
上額が取得原価を	債券		-	-	-
超えないもの	その他		2,476,022	2,692,895	216,872
	小	計	2,476,022	2,692,895	216,872
合 計		17,166,060	14,685,695	2,480,364	

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間
	(令和2年9月30日現在)
1株当たり純資産額	362,493.28円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた	211,581
中間期末の普通株式の数(株)	211,361

#### 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日
	至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	21,327.27円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

<sup>(</sup>注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### <更新後>

#### (1) 受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2020年3月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

# (2) 販売会社

名称	資本金の額		事業の内容	
<b>一</b>	(2020年3	月末現在)	争未の内台	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	百万円	銀行業務を営んでいます。	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	百万円	銀行業務を営んでいます。	
株式会社千葉銀行	145,069	百万円	銀行業務を営んでいます。	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。	
株式会社東京スター銀行	26,000	百万円	銀行業務を営んでいます。	
a u カブコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
株式会社SBI証券	48,323	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
岡三オンライン証券株式会社	2,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
GMOクリック証券株式会社	4,346	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
楽天証券株式会社	7,495	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
SMBC日興証券株式会社	10,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
マネックス証券株式会社	12,200	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	
フィデリティ証券株式会社	10,007	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。	

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

松井証券株式会社	11 045 五下	百万円	金融商品取引法に定める第一種金
松开证分体以云社	11,945		融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ国際投信株式会社	:社 2,000 百万F	550	金融商品取引法に定める第二種金
一二多UFJ国际技信体式会社	2,000	百万円	融商品取引業を営んでいます。

#### 3【資本関係】

#### <訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年4月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

#### <訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年10月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

#### 独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和 2 年12月 2 日

三菱UF J国際投信株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 印

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印 業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS Slim 国内債券インデックスの令和2年4月28日から令和2年10月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、 e M A X I S S l i m 国内債券インデックスの令和 2 年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(令和 2 年 4 月28日から令和 2 年10月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する 内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利宝即俘

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

次へ

# 独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社 業務執 公認会計士 青 木 裕 晃 囙 行社員 指定有限責任社 業務執 公認会計士 伊 鉄 ΕIJ 藤 忇 行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

# 有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社 員 業務執 行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	ED
指定有限責任社 員 業務執 行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	ЕП

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、 その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていませ ん。